

行政相談委員に委嘱

このたび、総務大臣から町の行政相談委員に引き続き、岩田 修さん(宮川町)と川口 淑さん(門間)が委嘱されました。

行政相談委員とは、国の行政機関や特殊法人などの仕事で、みなさんの苦情や要望をお聞きし、その解決のための助言や促進を図っています。



岩田 修さん



川口 淑さん

インターネットでも受け付けています。<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>
在宅相談は16ページをご覧ください。

たとえばこんな相談

- 年金の支給が遅れているので困っている。
- 国道の街灯などの設備が損壊しているので、修復して欲しい。
- 国の行政機関の窓口職員の対応が横柄なので、嫌な思いをした。
- どこの行政機関へ相談してよいのかわからない。

行政苦情110番

総務省岐阜行政評価事務所
岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎

おこまりなら まるまる くじーひゃくとおぼん
☎0570-090110でも相談に応じています。

65歳以上の皆さんへ 介護保険料が決定

今年度の介護保険料納入通知書を6月中旬に郵送します。保険料の額は、6月に決定する平成25年度住民税の課税状況に応じて決定したものです。

◎年金天引きによる納付(特別徴収)の方

6月に決定した保険料(年額)から、4月に郵送した納入通知書の仮徴収額を差し引いた額が、10月以降の年金から3回に分けて天引きされます。

(4月、6月、8月の年金からは、4月に郵送した納入通知書の額が天引きされます)

◎納付書による納付(普通徴収)の方

保険料(年額)は、6月から10期に分けて納付します。各納期限までに納め忘れのないよう納付してください。

○平成25年度の介護保険料(平成24年度と同じです)

所得段階	対象者(所得などの条件)	保険料(年額)
第1段階	生活保護を受給している人、または世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	28,500円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	
第3段階	特例 世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	36,000円
	世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	42,800円
第4段階	特例 世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	50,200円
	基準額 世帯の中に住民税課税者がいるが、本人が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	57,000円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円未満の人	71,300円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	85,500円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上の人	99,800円

【問合先】福祉健康課